一四の三から一四の六まで、一六の四、一八の三から一八の五まで、二二の三から二二の六まで、二二の三四、二二の三五、二二の三七から二二の三九まで、二三の四一、二三の三、二六の一、二六の三、二六の四、二六の九、二八の三、二八の四、二八の二六から二八の三〇まで、三七の二、六六の三、七二の一、七四の二から七四の五まで、七五の二、八七の六、九八の三、広畑一の二、七の二、九、一〇、一一の二、一五の四、二三の二、林畔一の二、二の二、三、四の五から四の七まで、六の三から六の五まで、一二の二、一三の二、一五の二、一六、一八の三、二三、二四、二六の三、二六の四、越田和一三の二、二〇の四、四六の五、七六の二、七六の三、一〇八の一、一〇八の四、一〇八の五、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一一の三、根崎三五の二、四九の一四、大納一の二、九の二、一一の三、三四の二、三四の三、四九の五、四九の六、五一の二、五四の三、五六の三、五六の四、新井前東五〇の六、五〇の七、五二の一〇から五二の一四まで、五二の二二、五二の三七から五二の四一まで、五三の四、五三の三九から五三の五〇まで、五三の七八から五三の八一まで、五七の三、六〇の三から六〇の五まで、六一の七、六一の八、六八の四、朴ケ田和一の二、二、三の三、三の四、七の二、八の二、一七の五、二〇の三、二〇の四、三一の八、三一の九、三二の一、猫洞五の二、一一の二、一二の三、一九の一六、二〇の二、二〇の三、二一の二から二一の五まで、二二の四、二二の五、三〇の六、三一の一、坂口四七の五、七〇の四、七〇の五、七三の二、一〇九の七から一〇九の一五まで、一一二の四、一一二の五、一一三の九から一一三の一五まで、一一九の四、一一九の五、一二〇の四、一二〇の五、下田二五の四、二六の二、四五の三から四五の五まで、四六の二、四七の二、四七の三、四九の二、四九の三、五一の二、五四の四、五四の五、六六の三、六七の七、六七の八、七〇の二、七一の二、七六の二、名牛東二七の八、四五の二、四七の二、四九の二、五五の五、長根北ノ切八の二、八の三、九の三、一一七の二、一七の三、一七の二、一六の三、一七の二、一七の三、二〇の二、二〇の三、二二の二、二四の二、二四の三、大日向上二の二、三の二、三の三、一一の二、一一の三、一二の四、一八の二、二一の二、二七の二、二八の三から二八の六まで、三一の二から三一の四まで、三二の二、四四の四、四五の二、四六の三、四七の三、四九の二、四九の三、五八の二、五九の二から五九の五まで、六〇の二、大日向下二〇の三、二五の二、四二の二、四八の三、六四の二、六八の二、六八の三、切山五四の三、八一の二、大伏上四五の二から四五の四まで、六一の三、六三の二、六四の三、六四の四、七〇の二、七一の二八から七一の三〇まで、七一の三二から七一の三七まで、大伏中八の三、一三の二、一四の三、三〇の三から三〇の九まで、三〇の一一、大伏下六の二、一一の二、一二の三、一二の四、二六の四から二六の七まで、二七の三から二七の六まで、奥山九の三・九の四・一一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、一の四、九の五から九の三三まで、一一の五、一一の八から一一の一三まで、一一の一五から一一の二四まで、一三の二から一三の五まで、右エ門西五三の二、石神一六の二、一七の二、一七の三、二五の七、三三の二、三三の三、三五の三、四一の三、四二の二、四六の六、中切山下一五の二、一五の三、一六の二、二二の二、三一の三、三二の四、中切山上三の二、五の四、一七の二、一七の三、二一の二、二八の三、二八の四、二九の三、志手ノ木五の二、六の二、池ノ入上一の五、四の二、四の三、一〇の二、一五の二、一七の五、一九の二、二五の二、三一の二、三二の三、三二の四、池ノ入下二の二、二の三、四の三から四の五まで、九の二から九の四まで、一一の三から一一の九まで、一二の四から一二の一〇まで、一四の五、一四の六、一四の八、一七の五から一七の七まで、一八の三、二〇の三、二二の四、二二の五、二二の七、二二の八、二二の一〇、二二の一一、失杭一二の三、一二の四、一四の三、一六の三、一八の二、二〇の二、二〇の三、二〇の六、二一の二から二一の四まで、二二の二、二七の二、三一の二、三一の三、三五の二から三五の六まで、三八の四、三八の五、三九の四、藤飛上五の二から五の四まで、一三の二、一八の二、一八の三、一八の五、一八の六、二一の三から二一の五まで、二三の五から二三の七まで、二三の三一から二三の三三まで、藤飛下二の三、二八の三、二九の三、御堂鐘八の三、八の四、一三の二、一三の三、一四の二、一五の二、五三の二、五四の二、五五の三、五五の四、五六の三、五七の三、五七の四、滋茸ケ入一の二、一の三、一三の二、一三の三、島川原四の二、四の三、一〇の二、三九の二、五五の二、五六の二、右エ門東一の二、一四の三、一七の二、一八の三、一八の四、八五の二、八七の三から八七の六まで、八九の四から八九の八まで、九三の八、九三の九、坂口一一九の六から一一九の三〇まで、一一九の二六、一一九の三〇、浜松四五の一、五八の一、六〇の二、花蔵一〇（次の図に示す部分に限る。）、平瀬町押ケ田和五の二、一一の二、一五の三、一七の二、一九の二、二六の二、三二の二、三四の二、三六の二、四二の二、四三の三から四三の六まで、五五の二、五九の二、六二の二、六五の二、三ツ又沢五二・五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、七の二、一六の二、二六の二、二七の二、二八の二、三一、三三の二、三八、三九の二、四二、四九、五〇の一、五六の二、六二の二、六三の二、六七の二、七〇の二、七一の二、七七の二、八ツ頭二の二、六の二から六の五まで、七の二、八の二、八の三、二〇の二、二四の二、二七の二、二九の二、三九の二、四七の二、芋ケ洞三の二五から三の二七まで、四の二、タテカベ一の一、一の三、一の一八、一の一九、二の一、二の三、二の三五から二の三七まで、コシ場五の四・五の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、油草一の二・一の三・一の六から一の八まで・一の一五・一の二七から一の二九まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、熊倉一の九・一の一〇・一の一五・一の二二・一の三一・一の三二・一の四三・一の五〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、簗瀬二、三の一、下辺当四の一、項沢三の一・三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市荷掛町広畑三七一の二七・三七一の二八・三七一の三〇・三七一の三五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三七一の三一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市簗平町鳥屋根五七七、大所五七六の四、長根五四二、石畑四九五の七、庵ノ入五二四の一、井戸入二三八の二から二三八の五まで、岩倉一九七、二三六の一、家ノ上四五七（次の図に示す部分に限る。）、四五六、四五八から四六一まで、入四六八（次の図に示す部分に限る。）、三一九の一、三一九の二、三二〇、三二八、四六二の二、四六四、四六五、四六七、荷掛町広畑三七一の二七から三七一の三〇まで・三七一の三五・三七一の四三・三七一の四四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三七一の八、三七一の一三、三七一の二四、三七一の三一、三七一の三四、三七一の五五、三七一の五六、三七一の六二、三七一の六三、石田三二〇、西丹波町ミダカリ四一六の一、ゴウシキ四〇四の一、李町青木一五八、三ツ久保町柳ケ元三一三の一、三一五の一、三一五の三、三二〇の一、五六四、五六五の二、五六八の一